

第2号様式(第6条関係)

道路占用許可申請書
協議

新規	更新	変更	年	月	日
----	----	----	---	---	---

二本松市長

年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

電話

道路法第32条の規定により許可を申請します。
第35条 協議

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	年	月	日から	間	占用物件の構造
	年	月	日まで		
工事の期間	年	月	日から	間	工事実施の方法
	年	月	日まで		
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 「許可申請・協議」「第32条・第35条」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲んでください。
- 新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載してください。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きしてください。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	年	第 月	号 日
----	----	----	---	-----	-----

二本松市長

年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

電 話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占 用 の 目 的					
占 用 の 場 所	路 線 名				車 道 ・ 歩 道 ・ そ の 他
	場 所				
占 用 物 件	名	称	規	模	数 量
占 用 の 期 間	年	月	日	から	間
	年	月	日	まで	占 用 物 件 の 構 造
工 事 の 期 間	年	月	日	から	間
	年	月	日	まで	工 事 実 施 の 方 法
道 路 の 復 旧 方 法				添 付 書 類	
備 考					

第 月 号 日
年

二本松警察署長 様

二本松市長

印

道 路 占 用 協 議 書

上記道路占用 許可申請 があったので、道路法第32条第5項の規定により協議 します。

第4号様式(第11条関係)

道路占用 許可申請 書
協 議

新規	更新	変更	年	第 月	号 日
----	----	----	---	-----	-----

二本松市長

年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

電話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占 用 の 目 的					
占 用 の 場 所	路線名				車道・歩道・その他
	場 所				
占 用 物 件	名	称	規	模	数 量
占 用 の 期 間	年	月	日から	間	占用物件 の 構 造
	年	月	日まで		
工 事 の 期 間	年	月	日から	間	工事实施 の 方 法
	年	月	日まで		
道路の復旧方法				添付書類	
備 考					

道路占用 許 可 書 (更新・変更)
回 答

二本松市指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付け(第 号)で申請のあった道路占用については、別紙の
条件を付して 許 可 意 する。

年 月 日

二本松市長

印

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、福島県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、再審査請求をすることができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。上記1の再審査請求もしたときは当該再審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として(訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。